

# 信託で円満円滑な 事業承継を実現せよ！



泉司法書士事務所 代表司法書士 **いずみ やすお**  
**泉 康生**

## 【登場人物】

会社名：株式会社ヒサエ



創業者：長手秀和様



創業者妻：長手路子様



後継者：津川賢一様



家族信託組成担当司法書士：泉康生



家族信託コーディネーター・CFP：岩間大地様

## 【今回の問題点・ご要望】

《現状・問題点》

- 長手秀和様・長手路子様と後継者津川賢一様との間に、相続関係はなく、遺言書等がなければ、後継者に株を承継させることができない。
- 既に遺言書は作成しており、「相続開始時」には全株式が後継者へ承継される。
- 認知症対策は特に何もしていない。

## 1

### お客様との出会い



株式会社ヒサエ様との出会いは、ビジネスパートナーの北野会計事務所所属の岩間さんからのご紹介でした。

当初は、信託契約ではなく、役員変更登記及び定款変更のご依頼をいただき、手続きを担当させていただきました。



はい。そうでした。岩間さんの会計事務所とは、もう長いお付き合いになります。岩間さんはいつも親身になって話を聞いてくださ

り、また、その都度、私どもに必要な提案をしてくださるので大変感謝しています。

今回は、次期後継者を役員に選任する手続き等が必要なため、泉司法書士をご紹介いただきました。



今回、長手様ご夫妻はすでに公正証書遺言を作成されていました。



はい、遺言書を作成したのは、主人（創業者）が、「私たちには子どもがいなため、兄弟姉妹にも相続権が発生してしまう」と聞いて、それで

は困るからということで、夫婦で公証役場に行って作成したんです。



非常にデリケートなお話ですが、株式会社ヒサエ様の株式はどのように後継者に承継させるおつもりだったのですか？



夫婦共々、遺言書で最終的に後継者の津川賢一に株式会社ヒサエの株式を承継させる予定でした。



すでにご自身で後継者のために公正証書遺言を作成されていたのに、さらに「家族信託」の契約をなさるご決断をされたのはなぜですか？



以前に岩間さんより、「遺言書は死んだ時のものであって、生前に認知症や寝たきりになった際の対策にはならないですよ。」と言われたことをはっきりと覚えています。「遺言書を書いていたら大丈夫！」と思っていたので、衝撃的でしたから。



そうですね。遺言書はあくまでも相続開始時の財産の承継先を指定するものであって、認知症対策や寝たきり対策にはならないですからね。

もし、単独オーナー社長（株式100%保有）が、交通事故などで寝たきり状態や認知症になった場合、株主総会が開催できなくなってしまいます。そうになると、非常に大変です。株式会社にとって株主総会が開催できないのは致命的です。決算承認の決議、役員報酬決議、役員改選や定款変更決議等が何もできなくなってしまいます。

たまに、「株主総会なんて実際は開催していないのだから、株主総会を開催したような書面を作ればいいんじゃないの？」と言われるのですが、これは大間違いです。

こんなことをやってしまうと、「私文書偽造」「公正証書原本不実記載」の問題となり、社会的な制裁を受ける可能性も大いにあります。決してやってはならない行為です。（会社法上、「みなし決議」「書面決議」といった制度もありますが、ここでは説明を省略させていただきます。）

でも現状は、長手様ご夫妻のように、相続時の対策はされていても認知症対策や寝たきり対策までされていない方はまだ非常に多いです。これは、「人は必ず死ぬ」が、「人が必ず認知症や寝たきりの状態になるとは限らない」からだとも私は考えます。

## 2

### 今回の依頼内容（依頼者の想い）

- ① 将来的には確実に後継者に株式を承継させたい。
- ② 認知症や寝たきりになったとしても、会社経営のことで後継者には迷惑をかけたくない。
- ③ 生前贈与は税金がかかるし、創業者も創業者妻もまだ会社経営には関与しておきたいので、今の段階で創業者やその妻



左から、長手路子様、津川賢一様、泉

が保有している株式を後継者へ贈与することには抵抗がある。

- ④ 創業者夫妻は後継者を絶対的に信頼しているため、将来のことで後継者を不安にさせたくない。

### 3 遺言書だけでは、依頼者の想いを実現できない理由

- ① 遺言書は、認知症や寝たきり対策とはならない。

⇒ 遺言書はあくまでも「相続開始時」の財産承継方法を定めたものであり、認知症や寝たきりリスクには、全く役に立たない。

- ② 遺言書はいつでも書き換え可能。

⇒ 現時点で、「株式は後継者へ遺贈する」と書かれていたとしても、遺言書はいつでも書き換え可能であるため、後継者の立場からすると、「将来、会社を承継できると信じて会社に精一杯貢献したとしても、知らないうちに遺言書の内容を書き換えられていたら…」と非常に不安です。

### 4 株主が認知症や寝たきり状態になってしまったらどうなるのか

この場合、家庭裁判所において、成年後見人を選任してもらい、その成年後見人が株主としての権利（議決権）を代理行使することになります。しかしながら、これは決して容易ではありません。

通常、成年後見人には、親族もしくは司法書士・弁護士等が裁判所によって選任されますが、その成年後見人が会社の内部の事情等についてきちんと把握するのは限界があるからです。その状態で「誰を役員に選任すればよいのか」「役員

報酬はいくらが適正なのか」などを成年後見人が判断するのは実務的に困難です。本来、成年後見制度は、判断能力のない、もしくは低下した本人の有する財産の管理や身上監護を目的とした制度であり、このような株主としての議決権の代理行使は想定していません。しかしながら、事実上、成年後見人が代理行使するしか他に方法がないのです。

### 5 本案件の提案内容

本案件では、創業者だけではなく、創業者の奥様も一部株式を保有されていたため、創業者と奥様の、お二人分の信託契約を締結させていただきました。

本案件における信託契約は、将来不測の事態（死亡・認知症・寝たきり等）が生じた時に、会社の株式が凍結し、会社運営上困らないように、また、後継者に円滑に株式を承継できるように、現時点で想定できるすべてのリスクを回避するための契約です。

#### 信託契約①

委託者：創業者（長手秀和様）

受託者：後継者（津川賢一様）

後継受託者：後継者の妹（北村恭子様）

（※実際に後継者と一緒に会社運営をサポートしてくれている。）

信託財産：自社株式▲▲▲株

受益者：

・第1次 創業者（委託者・長手秀和様）

・第2次 創業者妻（長手路子様）

・第3次 後継者（津川賢一様）

・第4次 後継者の妹（北村恭子様）

議決権行使指図人：

・第1次 創業者（委託者・長手秀和様）

・第2次 創業者妻（長手路子様）

- ・第3次 後継者（津川賢一様）
- ・第4次 後継者の妹（北村恭子様）

### 信託契約②

委託者：創業者妻（長手路子様）  
 受託者：後継者（津川賢一様）  
 後継受託者：後継者の妹（北村恭子様）  
 信託財産：自社株式▲▲株

受益者：

- ・第1次 創業者妻（委託者・長手路子様）
- ・第2次 創業者（長手秀和様）
- ・第3次 後継者（津川賢一様）
- ・第4次 後継者の妹（北村恭子様）

議決権行使指図人：

- ・第1次 創業者妻（委託者・長手路子様）
- ・第2次 創業者（長手秀和様）
- ・第3次 後継者（津川賢一様）
- ・第4次 後継者の妹（北村恭子様）

※受託者・受益者が同一の場合の信託法上の信託終了事由については検討済み。

## 6 信託契約締結後に思うこと（感想、生活の変化等）



今回、私や岩間さんから「家族信託」の提案があったとき、正直どのように思われましたか？



「家族信託」は初めて聞いた言葉だったので、最初は信託銀行の商品かな？と思いました。

（津川賢一様）



私たちが家族信託を提案する際、「関西ではまだあまり事例が多くない」ということも正直にお伝えしました。この点について、不安等はございましたか？



はい、不安は全くありませんでした。泉さんや岩間さんのお話を聞いて、認知症リスクや寝たきりリスクについて何も知らないことのほうが怖かったです。家族信託の提

案を受けた時、将来の会社の株式承継の不安は吹っ飛びました（笑）。



ズバリ！今回、事業承継において株式信託をすることに決めた理由は？



こんなに素晴らしい会社が、将来起こり得る認知症や寝たきりが原因でストップしてしまうことは絶対に避けたいからです。



昔、銀行借入れがあった時代に、私が津川賢一にこう聞いたのです。「借入れがあるのに、この会社にいることを後悔していないのかい？」と。そのとき、津川賢一は「後悔なんてしていない。この会社が大好きだ。」と答えてくれました。それを聞いたときに、私は「この会社を絶対に潰してはいけない。」「次の世代にきちんと引継がないといけない。」と強く思ったのです。

今、改めて思うのは、自分たちが病気で寝たきりになったときでも、後継者に経営権も含めてスムーズに引き継げるようにしておかないといけない。後継者がいるということはとても恵まれていることであって、すべてのリスクに備えておくことが、経営者の最後の務めだということなのです。



素晴らしいですね。実際に信託契約を締結して、今の率直なお気持ちを聞かせてください。



一言で表すと、「安心」です。ホッとしました。これでまた、俄然やる気が出ました。



今回の一連の手続を進めるにあたって、私どもが「もっとこうしてくれたほうがよかった」という点があれば、ぜひ教えてください。

 そういふのはありません。丁寧  
に「信託」といふ制度について、  
わかりやすく説明して理解させてくれた  
ことについて、本当に感謝しています。

 もったいないお言葉、ありが  
とうございます。この「信託」は、  
他の人にも勧めたいと思われませんか？

 もし、周りで事業承継に困っ  
ている人がいたら、「信託」といふ  
制度があるよ、と言つてあげたいです。

 ありがとうございます。御社のよう  
に、事業承継で自社株の信託が活  
用できる場面は他にもたくさん出てくるか  
と思います。私も、お客様の想いの実現  
に向けて日々研鑽していきます。

## 7 将来を見据えて考えること、課題等

現状では、中小企業の事業承継にお  
ける自社株信託の活用事例はまだ多くあ  
りません。

その理由は、大きく3つあると考えます。

- ① 「信託」といふ言葉は、信託会社や信  
託銀行の商品としてのイメージが強いた  
め、事業承継でどのように活用できる  
のか、イメージができない。

- ② 事業承継における信託提案の場面で、  
「議決権行使の指図権」や「受益者連続  
信託」などを説明しても、具体的なイメ  
ージが伝わらない。
- ③ 事業承継において信託を提案する我々  
専門家に、揺るぎない自信が感じられ  
ない。

以上の3つが考えられますが、結局の  
ところ、③の理由でしょう。我々、信託  
を扱う専門家が、信託制度につき正しく  
理解し、自分の中にしっかりと落とし込  
み、自信を持ってお客様へ提案するこ  
とで、①と②の問題は解決できると確信  
しています。

中小企業の事業承継において、信託を  
活用するメリットとして、以下の点があ  
げられます。

- ① 相続対策だけではなく、認知症対策・  
寝たきり対策にもなる（円滑な経営の  
確保）
- ② 遺言書の書き換えリスクの回避（事  
業承継の確実性・後継者の地位の安定  
性）
- ③ 議決権の分散防止（経営の安定）
- ④ オーナー社長の想いの実現（実権の  
確保）

このように、中小企業の事業承継にお  
いては、「信託」は非常に相性が良いの  
です。

信託においては、信託組成後のサポー  
トがより重要だと考えます。

自社株信託の場合、具体的には、

- ① 株主総会の招集・開催手続のサポー  
ト
- ② 株主総会における議決権行使のサポー  
ト（議決権行使指図人による議決権  
行使を含む）



左から、泉、岩間大地様

③ 株主総会議事録等の作成のサポートなどがあげられます。

中小企業においては、実際に株主総会が行われていないケースが非常に多いのが現状です。いわゆる、株主総会の形骸化問題です。

しかしながら、事業承継における自社株信託のケースでは、適正な株主総会の開催・運営は必要不可欠です。

そうでなければ、せっかくオーナー社長の想いを信託という形で実現したのにもかかわらず、その信託そのものも形骸化してしまうからです。

このようなことがないように、上記のサポートや、将来、実際に委託者・受益者・受託者等に死亡・認知症・寝たきり等の事態が生じたときのサポートが必要となるのです。

「お客様の想いをカタチにする」

この想いを胸に、これからも事業承継と信託についての知識を深め、もっと世に（特に関西で）広めていきます。

#### 【著者プロフィール】

泉 康生 (いずみ やすお)

泉司法書士事務所 代表司法書士

司法書士、家族信託専門士。2009年に独立し、大阪市北区に泉司法書士事務所を開設。

司法書士業務の中でも、「相続」「遺言」「成年後見」「家族信託」「会社関係」の分野に力を入れているため、会社経営者からは、登記以外の相続・事業承継の相談も非常に多い。

そのため、「家族信託」においては、不動産の信託だけではなく、事業承継の自社株信託にも力を入れている。関西で家族信託を普及させるべく、土業やハウスメーカー向けに家族信託のセミナー・勉強会も開催している。

#### 【紹介者プロフィール】

北野会計事務所 岩間 大地 (いわま だいち)

CFP、家族信託コーディネーター。大阪市中央区の北野会計事務所に勤務。2004年に入所後、年間約200件の相続に関するいろいろな相談業務に対応。

担当業務は中小企業経営者、医業経営者、不動産オーナー等の「相続」「事業承継」を中心とした資産税や、「遺言」「成年後見」など、直接的に税とは関わらない「相続問題全般」で悩む方へ、専門家チームでその解決を図っている。

#### 【お客様プロフィール】

会社名：株式会社ヒサエ

代表者：代表取締役会長 長手秀和 様

代表取締役社長 津川賢一 様

本店所在地：大阪府東大阪市

営業種目：主に販売促進品、記念品製造（中国より輸入）

沿革：1966年10月大阪市生野区にて創業。

1990年8月商号を株式会社ヒサエに変更。